

柏原市規則第 5 号

柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（平成 24 年柏原市条例第 24 号）第 3 条の規定に基づき、柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市内の企業、教育機関、金融機関又は労働団体の代表者
- (2) 政策推進部長
- (3) こども未来部長
- (4) にぎわい都市創造部長
- (5) 公募により選考された市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。